

1 計画の概要（本編 P1~3）

(1) 計画策定の趣旨

■道が管理する全ての公共施設等の状況を把握し、課題を浮き彫りにした上で、施設ごとに老朽化対策の基本的な方針を示す

(策定の背景)
・公共施設等の老朽化の進行
・人口減少
・厳しい財政状況

(戦略的な管理)
・公共施設等の長寿命化
・施設機能の適正化等

維持管理・更新等に係る
トータルコストの縮減・平準化
の取組が急務

(2) 計画の位置付け

■国の基本計画に基づき、施設管理者ごとに策定する行動計画であり、維持管理・更新等に係る中期的な取組方針を示す

(3) 計画の範囲

■対象施設

道が管理する全ての施設を対象(農業水利施設、地方独立行政法人施設など、道管理施設ではないが、道が維持管理・更新等の財政負担を負うことが見込まれる施設も対象)

■計画期間 平成27年度からおおむね10年間

■個別施設計画 平成32年度までに、37施設*で策定予定(現時点で28施設で策定済み)

※個別施設計画を策定する施設は、計画対象の全39施設のうち、事後保全型の管理を行う2施設を除いた37施設

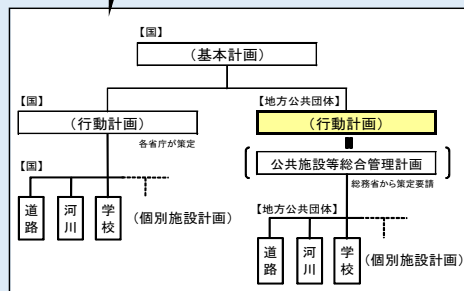
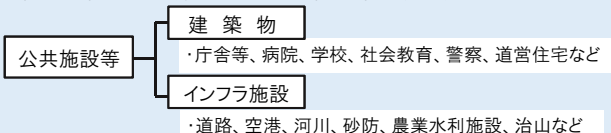


図1 インフラ長寿命化計画の体系



2 現状と課題（本編 P4~11）

①維持管理・更新等に係る費用のコスト縮減・平準化

②広域分散型、積雪寒冷地など特有の施設管理への対応

③人口減少社会への対応

④財政健全化に向けた取組

⑤技術職員の計画的な採用や技術力向上

⑥建設業の担い手育成・確保

主な施設	施設数	建設後50年を経過する施設の割合		
		現在	10年後	20年後
道路橋梁	5,675橋	13%	35%	58%
河川管理施設	5,273基	3%	20%	53%
農地防災	40箇所	12%	47%	65%
治山ダム	25,686基	14%	37%	59%
庁舎等	1,976棟 79.8万㎡	17%	37%	61%

3 管理に関する基本的な考え方（本編 P12）

重点的に取り組む3つの柱

(1)メンテナンスサイクルの構築 (2)トータルコストの縮減・平準化 (3)インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備

4 施策の方向性（本編 P13~29）

(1)メンテナンスサイクルの構築

- 点検・診断に係る技術的知見やノウハウの蓄積
- 施設の諸元や整備履歴など、蓄積された情報の利活用
- 管理水準の設定や点検頻度を規定した基準類の整備



個別施設計画の策定・修正

(2)トータルコストの縮減・平準化

① 予防保全型維持管理の導入検討

「事後保全型維持管理」を見直し、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等で機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を検討

② インフラ機能の適正化

まちづくりの観点などから関連する市町村等と連携を図り、施設の廃止や撤去、用途変更や集約化などを検討

③ PPP/PFIの活用

老朽化対策に向けたトータルコストの縮減・平準化の手法の一つであるPPP/PFI手法を積極的に活用し、戦略的・効率的な社会資本の整備を推進

④ 新技術等の導入

道の「新技術情報提供システム」や、国の「NETIS 維持管理支援サイト」等を利用するなど、民間企業等により開発された有用な新技術の活用を促進

【公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み】

表1 予防保全型導入による効果額

検討ケース	40年の費用(年平均)
事後保全型	7.9兆円(2,000億円)
予防保全型	4.1兆円(1,000億円)
予防保全型導入による効果額	3.8兆円(1,000億円) コスト縮減率 Δ48%

■予防保全型の管理手法を導入することによるコスト縮減効果は、今後40年間でΔ48%の縮減率と推計され、計画に基づく取組を着実に進めることが重要

■投資的経費が現在の水準で推移すると仮定した場合、維持管理・更新費等の増大により、新たなインフラ需要に対応した投資の縮小が見込まれる。このため、今後、更なるトータルコストの縮減・平準化などを図りながら、社会資本整備全体に係る必要な予算を確保することが重要

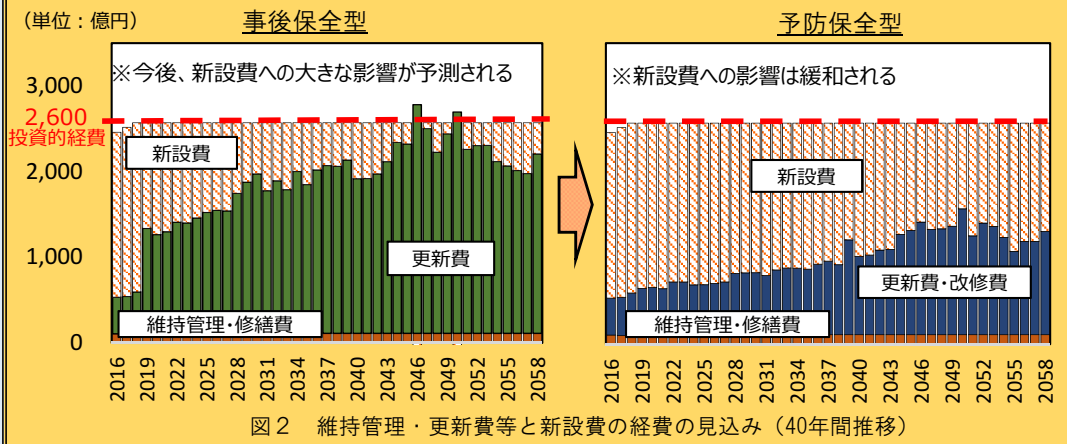


図2 維持管理・更新費等と新設費の経費の見込み（40年間推移）

(3)インフラ長寿命化に向けた推進体制の整備

- 老朽化対策の推進を担う専門部会「インフラ長寿命化推進会議」を設置し、全庁横断的な体制で取組を推進
- 職員の技術力確保、国や市町村との連携、地域住民等利用者の理解と協働を推進

5 計画のフォローアップ（本編 P30）

PDCAサイクルによる継続的なマネジメント

- 推進状況の把握、課題の整理・検証、結果を踏まえた予算措置や国への政策提案を実施
- 「インフラ長寿命化推進会議」での情報共有、課題の整理や解決方策の検討を実施
- 点検及び診断結果を踏まえ、適宜必要な見直しを行い、内容を充実・深化

6 持続可能な開発目標(SDGs)に係る対応（本編 P30）

■道では北海道SDGs推進ビジョンを策定(平成30年12月)し、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしており、本計画についても「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するもの

